

違^あ

敬^{けい}

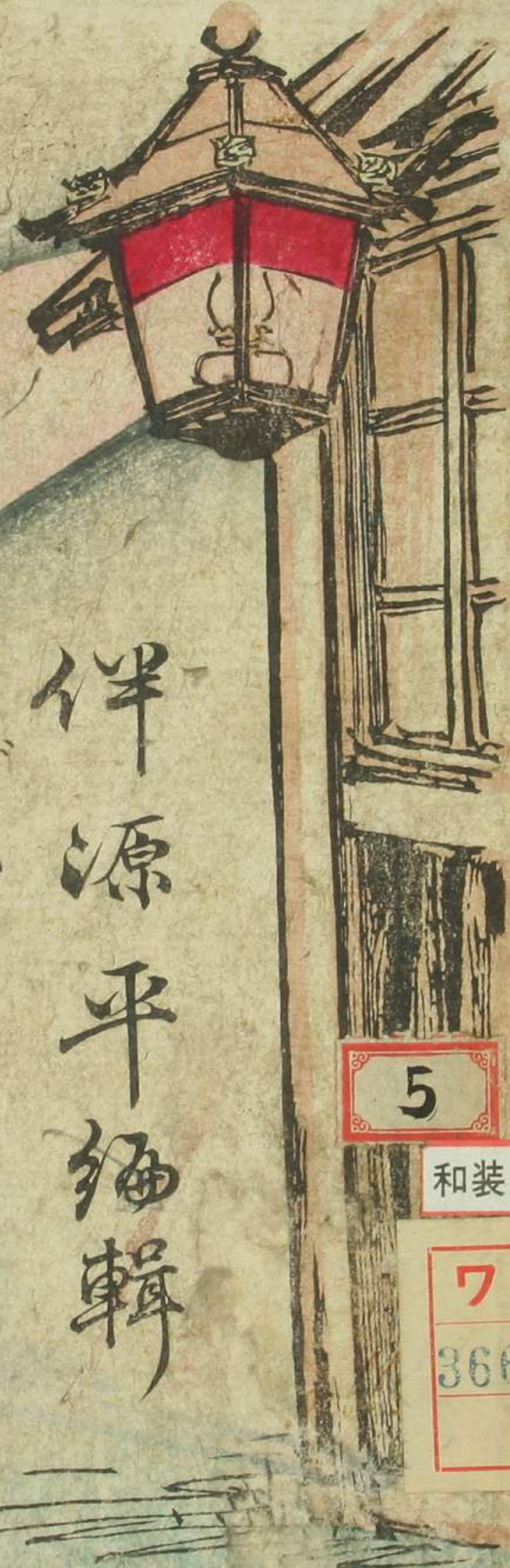
言^い

衆^{しゆ}

圖

解^{かい}

伴源平編輯



5

和装本

7 13

3663



門 7 13
3663



緒言

夫天地間ノ國トシテ國律アラザル無シ其人民タル
 此律ニ遵ヒテ以テ義務保持ノ兩義ヲ全フ
 スルナリ而シテ人民不知不識非違犯罪スルモノ
 蓋シ制律ノ條款ヲ明知セザルニ因ルナリ實ニ
 憫然ニ堪ズ因是今斯圖解ヲ梓刻シ兒女衆人
 春閱ニ供シ以テ公律ニ違犯シ獲罪ノ不幸ニ罹
 ル無キ丁ヲ庶幾スル而已

明治十四年十月

編者識

五年改訂罪圖年

第四十八號布告

けいふちぎいふちうのけいふまむん
 刑法治罪法中違警罪裁判ノ儀ハ當分
 きんぶごころーく のぞ
 三府五港ノ市區ヲ除クノ外府縣警察署
 まてけいさふんよ まむんいふくそろごうこのひぬふ
 又ハ警察分署ニテ裁判可致候條此旨布
 こくそろこと
 告候事

明治十四年九月二十日 太政大臣三條實美

違警罪圖解

伴源平 編輯

キツク ジュンユ
 規則を遵守せむして火薬其他破裂す
 マモル
 ベ フッピン シガイ カンハン
 可き物品ノ市街ニ運搬せしむ者
 ニモ

キツク ジュンユ
 規則を遵守せむして火薬其他破裂す
 フッピン マカヒ ハッ
 物品又自ら火を發せしむる物品を貯藏せしむ者
 モノ チヨサウ タクハハ

クワンキヨ エ
 官許を得て煙火を製造す
 マタ
 又ハ販賣したる者
 カリヒサダ



人家稠密の場所シヨに於て濫りミダふ
烟火其他火器モテツツを玩トコロびたは者
蒸氣器械其他烟筒火竈ケンガウシユリと建造修理コシラハツクシラフ
及オヨび掃除サウジを規則キツクに違背チガイしたは者

官署クワンシヨの督促トクソクを受けて崩壊ホウクハクせんとする者
家屋カオク牆壁シヨウヘキの修理シユリと為ナらざる者

官許クワンキヨを得エて
死屍シシを解剖カイボウしたは者

自己ジコの所有地内シヨウチナノチに死屍シシありしを知シリて
官署クワンシヨに申告シヨウコクせし又マタ他所タシヨに移ウツしたる者

人と毆打オウダして創傷サウシヤウ
疾病シツバイに至イタらざる者

密ヒソカに賣淫バイインと為ナり又イハ
媒合バイガフ容止ヤウシを為ナしたる者

人の住居チウキヨせざば家屋内イヘノウチに
潜伏センフクしたは者

カクレスム



違警罪圖解

サタマ
定りたる住居スマイなく平常ヘイジヤウ營生エイセイサン産業サンギヤク
イドコロ
をツネクて諸方シヤウバ不徘徊フヘイする者
ユキ、
ハウグ

クワンキョ
官許ハカチの墓地グバ外オイに於て

ワタシ
私ドソウに埋葬マイソウしたる者

イケイザイ
違警罪キョクヒの犯人ギシヨウと曲庇タする為め偽證ギシヨウある者タシヒコクニシ但被告イッハリ人
ギシヨウ
偽證クイマカの為め刑イッハリを免レイシタカする者ヘイシタカハ二百十九條の例イッハリに從ヘイシタカふ

○右之諸件シヨケンを犯オカする者モノハ三日以上十日以下の拘留カウリウ處シヨ
イナエン
又ハ壹圓以上壹圓九十五錢以下の科料クハレウ不處シヨを

シシカ
人家キンバウの近傍マタ又山林サンリン田野デニヤに
オイ
於て濫ヒり火ヒを焚タく者

スキクハソノホカ
水火其他ヘンの變サイ不際クワンリ官吏バウギョより防禦バウギョを
フイコト
モト
この求めウ受ウち傍觀バウクワンして之コレを肯ガエンせざる者
イヒツケ

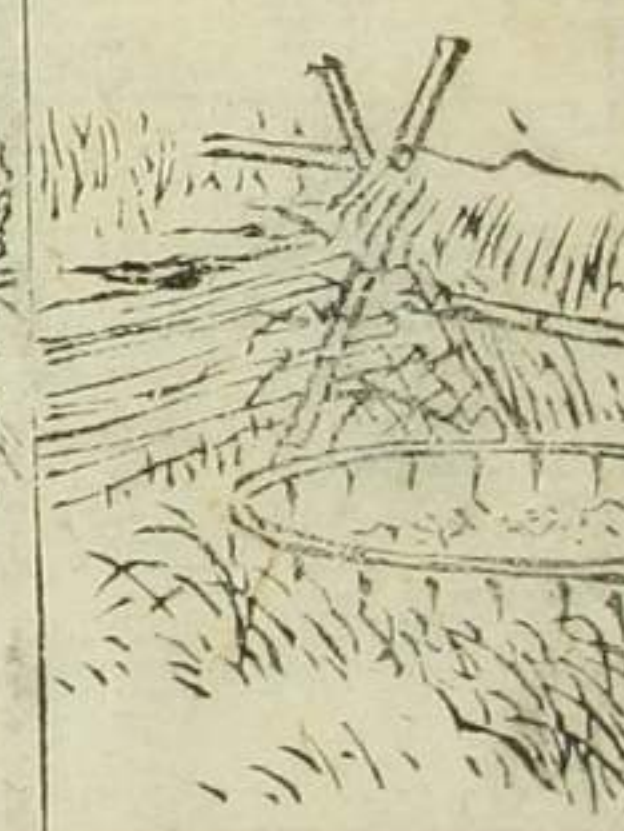
フジユク
不熟クハフツの菓物フハイ又ハ腐敗クサルしたる者
ウレガル
イシヨク
飲食物ハンバイを販賣ノクイしたる者

ケンカウ
健康ホゴを保護マウする為め設キツクけたる規則キツク又ハ
タツシヤ
傳染病マモチマモル豫防規則コシラヘに違背キソクしたる者
ウツリヤマヒノテマテ

違警罪圖解



人の通行をふさぐ場所のある危険の井溝
其他四所蓋又ハ防圍を為さざる者



路上に於て犬其他の獸類を嘍
又ハ驚逸せしめたる者



發狂人の看守を怠り
路上に徘徊せしめたる者



狂犬猛獸等の繋鎖を怠り
路上に放ちたる者



變死人の檢視を受けざりし
埋葬せしめたる者



墓碑及び路上の神佛を毀損
又ハ汚瀆せしめたる者



神祠佛堂其他の建造物に
汚損したる者



公然人を罵詈嘲弄せしめたる者
但訴を待て其罪を論じ



○右の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留
小處一又五十錢以上壹圓五十錢以下の科料小處也

濫り小車馬を疾驅して
行人の妨害を為したる者

制止と肯せをして人の群集を
場所小車馬を牽きたる者

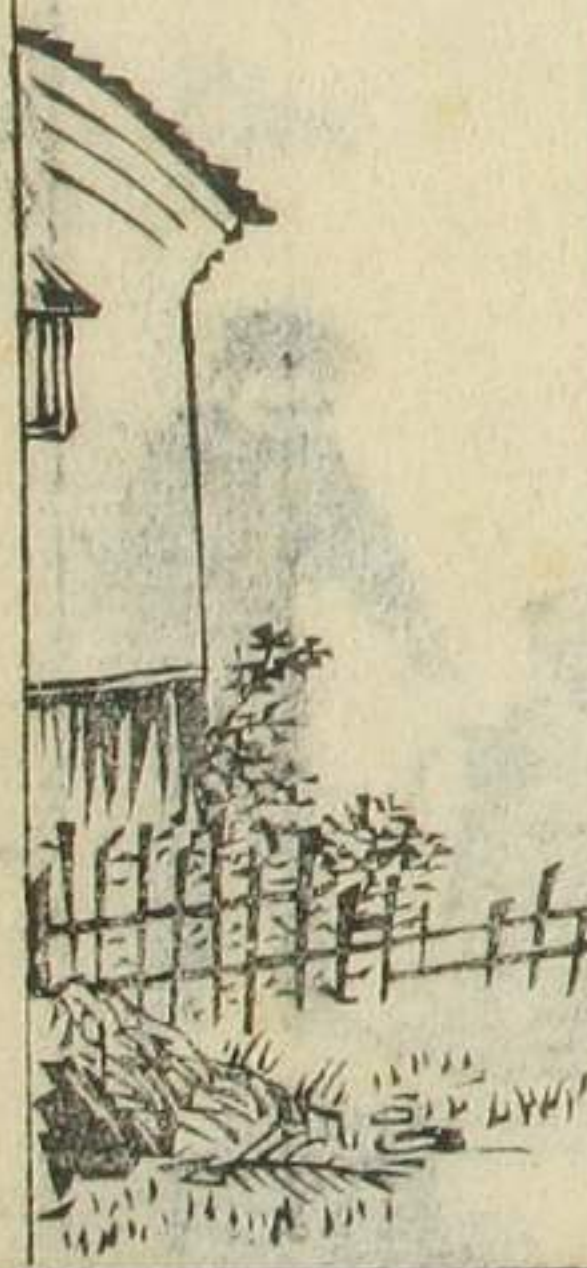
夜中燈火あきし
車馬を疾驅する者

木石等と道傍小堆積して防圍と
設けむ又標識の點燈を怠りたる者

瓦礫を道路家屋園圃
投擲する者

禽獸の死屍を道路
棄擲する者

汚穢物を道路家屋園圃
投擲する者



警察の規則に違背して
工商の業を為したる者



醫師穩婆事故にして急病人の
招きふ應せざる者

死亡の申告を為さざりて
埋葬せしは者

流言浮説を為して人々を
誑惑せしは者

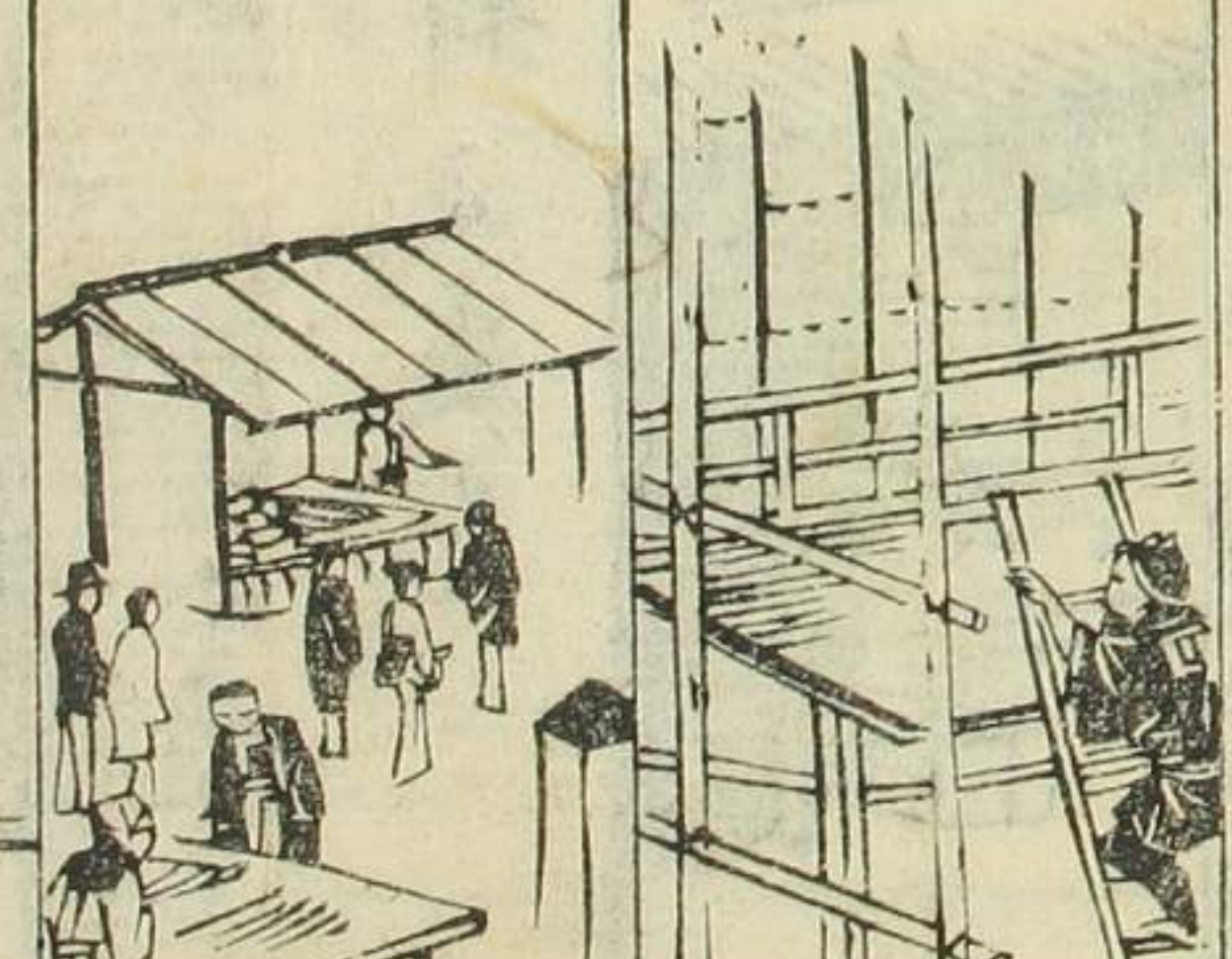


妄りふ吉凶禍福を説き又ハ祈禱
符咒等と為して人々を惑りて利を圖る者



私有地外へ濫りみ家屋牆壁を設け
又ハ軒楹を出したる者

官許を得て路傍又ハ河岸
床店等を開きたる者



路上の植木市街の常燈及び
廁場等を毀損したる者



第四百八十八條

道路橋梁其他の場所不榜示したる通行禁止及び指道標の類と毀棄汚損したる者

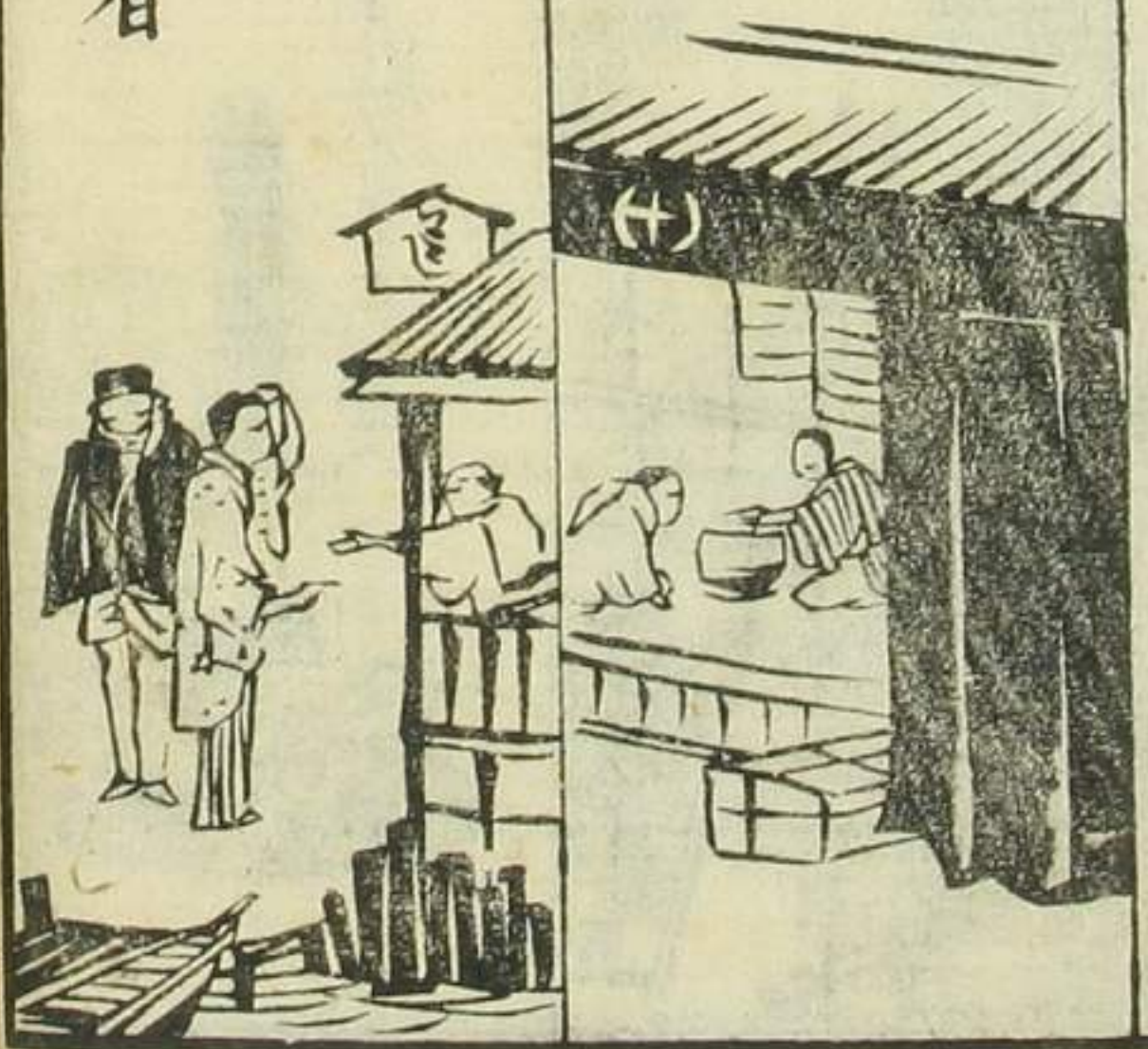


○右の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留ニ處ス
又ハ二十錢以上一圓廿五錢以下の料料ニ處ス

官署より價額を定めたる物品と

定價以上不販賣したる者

渡船橋梁其他の場所不於て定價以上の通行錢を取り又故なく通行を妨げたる者



於て其定價を出さずして通行したる者

路上に於て賭博類をしたる者

商業と為したる者

官許を得て劇場其他觀物場を開き及び其規則と違背したる者

溝渠下水と毀損し又ハ官署の督促を受け溝渠下水と浚わしたる者



制止と肯せしめて路傍に食物其他の
商品を羅列したる者



官許を得て、獸類を官有地ふ
放ち牧畜したる者



身體に刺文を為し
及び之を業としてほ者



他人の繫をたる牛馬其他の
獸類を解放したる者



第四百廿九條

○右の諸件を犯したる者一日の拘留處
又ハ十錢以上壹圓以下の科料處を

橋梁堤防の害を為る可き場所ふ
舟筏を繫ぎたる者

牛馬諸車其他物件を道路横たふ又ハ木石薪
炭等を堆積して行人の妨害を為したる者

車馬と並べ牽て行人の
妨害を為したる者



違警罪圖解

水路スルロに於て舟フネと並べナラ通船ツカセシの妨害カハナカと為ナしたる者トホルフネ

冰雪塵芥等コホリユキチリアクダトウを路上ミチに

投棄タフキしたる者ナゲステ

官署クワンシヨの督促トクツクを受け

道路ダウロの掃除ツウジと為ナしたる者

制止セイジと昔カエシせしめて路上ミチに遊戯イウゲと

為ナしたる者ワウライ

牛馬ギウバと牽ヒき又ハ繫ツナぐることを忽ユルちせし

し行人タウジンの妨害ハムガイと為ナしたる者

出入デイルを禁止キンシしたる場所バシヨに

濫ミダり不デイル出入デイルしたる者

通行ツウカウ禁止キンシの榜示ハウジと犯オカし

通行ツウカウしたる者

道路ダウロに於て放歌ハウカ高聲カウゼイを

發イダして制止セイジと昔カエシせしめる者

違警罪圖解



酩酊して路上に喧嘩し又ハ
酔臥したる者



路上の常燈を消したる者



人家の牆壁に貼紙及び

樂書をしたる者



邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ
貼紙其他報告の標標等ヲ毀損したる者

他人の田野園圃に於テ菜菓を
採食し又ハ花卉を採折したる者



公園の規則に犯したる者



通路を以テ他人の田圃を通行し
又ハ牛馬を牽入したる者



○右の諸件に犯したる者ハ五錢以上
五十錢以下の科料に處す

○前數條サキノスエウノ記載キサイもホカ外各地方オカノ便宜ビンギよりサダ定むる所トコロノ違警罪チケイザイを犯オカす者モノハ其罰則ソノバツソク亦從ヨリて處斷ニヨゲンす

森作太郎編輯

增補 刑法 法註解大成

西洋綴合卷一冊 定價 金貳圓

右書ハ明治十五年一月ヨリ實施相成ル所ノ刑法治罪法ニ短簡ニ註釈ヲ加ヘ傍ラカナヲ施シ至極讀易キ良書ニシテ苟モ法律ニ注意スル人ハ勿論一般人民ノ戸主タル以上ハ必讀必用ノ書ナリ請フ御購閱ヲランコトヲ

明治十五年一月九日 出版御届
全 年 一 月 出版

編輯人

大坂府平民 伴 源 平
府下東區瓦町二丁目甲番地

出版人

鹿田 静 七
全 東區安土町四丁目三十八番地

